

おらほの



教室

軽自動車税

軽自動車税は、毎年4月1日時点で町内に「主たる定置場」を有する車両の「所有者または使用者」に課税されます。

※ 「主たる定置場」とは、軽自動車などの所有者または使用者が主として駐車する場所をいい、おおむね次の区分によります。

- 1 原動機付自転車や小型特殊自動車は、その所有者の住所地（法人の場合は使用の本拠地とされる事務所の所在地）
- 2 二輪の小型自動車(250cc以上)は、自動車検査証に記載された使用の本拠地の位置
- 3 軽自動車は、自動車検査証または軽自動車届出済証に記載された使用の本拠地の位置に、その他の場合は、その所有者の住所地

原動機付自転車などの各種手続き

原動機付自転車や小型特殊自動車などを廃車した場合、他人に譲渡した場合は、30日以内に町民税務課または歌津総合支所で、廃車手続きや名義変更手続きが必要となります。

登録時の申告内容に変更が生じた場合は、15日以内に変更手続きが必要となります。

廃車手続きまたは名義変更手続きが平成31年4月2日以降になると、引き続き平成31年度分が課税されますのでご注意ください。

手続きに必要なものは、標識交付証明書（登録時に発行済）、ナンバープレート（標識）、印鑑（所有者・使用者・届出者）となります。

なお、軽自動車税は年税額として一律に課税されますので、年度途中で廃車した場合でも税金の還付はありません。

軽自動車・二輪の小型特殊自動車の各種手続きについては、軽自動車検査協会宮城主管事務所（☎050-3816-1830）にお問い合わせください。

※手続きを自動車販売店などに委託できる場合があります。

☎ 町民税務課税務係 ☎46-1372



車両区分別の税率

車両区分	税率	車両区分	税率
原付（50ccまで）	2,000円	小型特殊 農耕用	2,400円
原付（90ccまで）	2,000円	小型特殊 その他	5,900円
原付（125ccまで）	2,400円	軽二輪（125cc超）	3,600円
ミニカー（50ccまで）	3,700円	小型二輪（250cc超）	6,000円

車両区分	重課税（※1） 〈初年度検査年月日〉 ～H18.3	現行税率（※2） 〈初年度検査年月日〉 H18.4～H27.3	新税率（※3） 〈初年度検査年月日〉 H27.4～
三輪（660ccまで）	4,600円	3,100円	3,900円
乗用（営業用）	8,200円	5,500円	6,900円
乗用（自家用）	12,900円	7,200円	10,800円
貨物（営業用）	4,500円	3,000円	3,800円
貨物（自家用）	6,000円	4,000円	5,000円

※1 初年度検査年月日が平成18年3月以前の車両

※2 初年度検査年月日が平成27年3月以前の車両

※3 初年度検査年月日が平成27年4月以降の車両

※ グリーン化（軽課）特例により、税率が低くなる場合があります（初年度検査年月日は自動車検査証に記載されています）。

軽自動車の減免

4月1日現在で障害者手帳などをお持ちの人で、障害の等級など、一定の基準を満たしている場合は軽自動車税の減免を受けることができます。

減免を希望する人は、平成31年度分軽自動車税納税通知書が届き次第、4月16日(火)から5月7日(火)までの期間中に町民税務課または歌津総合支所で減免申請手続きをしてください。

また、前年度に減免を受けている人も再度手続きをしてください。

必要書類等

- 軽自動車税納税通知書
- 減免申請書（窓口備付）
- 自動車検査証
- 身体障害者手帳／戦傷病者手帳／療育手帳／精神障害者保健福祉手帳
- 委任状（届出者が別世帯の場合）
- 申請者の印鑑

\* 今月の税 \*

納め忘れのないよう、早めに準備しましょう！

介護保険料……………第9期  
後期高齢者医療保険料…第9期

口座振替日  
3月25日(月)

納付期限  
4月1日(月)